

南紀白浜空港周辺での ドローンの飛行について

和歌山県西牟婁郡白浜町に南紀白浜空港があり、**ドローンの飛行において高さ制限があるエリア**があります。高さ制限を超えた高さでドローンを飛行すると航空法違反となります。高さ制限があるエリアは地理院地図(国土地理院)で確認できますので、ご確認の上、当該エリアに該当する場合は南紀白浜エアポートに飛行高さをお問い合わせください。

【連絡先】

株式会社南紀白浜エアポート 施設・技術グループ

TEL: 0739-42-3247 FAX: 0739-43-0091 E-mail: shisetsu@nsap.co.jp ※E-mail での相談は、資料内にある"無人航空機の高さ制限について(照 会)"の記載をお願いします。

年 月 日

無人航空機の高さ制限について (照会)

照 会 者 住 所 団体名および氏名 連 絡 先 (電話番号)

黒枠 記入欄

E-mail

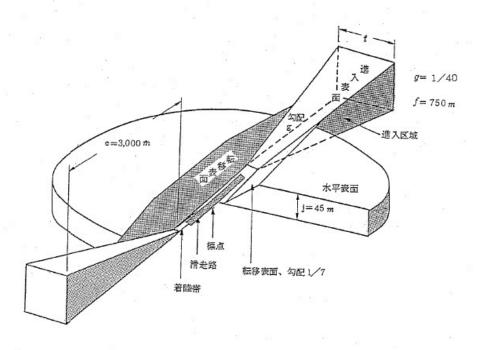
飛行内容
□業務 □空撮(□報道□CM・PV 撮影□測量・調査□点検保守
□学術 □自然観測)
□個人 □輸送宅配□事故災害対応等□その他()
□その他()
□公共性有り(理由:)
□公共性無し
記入例) 4/1 10:00~15:00
予備日 4/2 10:00~15:00
記入例)緯度: 33° 39′ 44″
経度:135°21′21″
□位置図(飛行範囲) □計画書□その他 ()
□制限表面以下(標高 134.4m)の飛行のため、問題なし
□ (転移・進入) 表面以下 (標高 m) の飛行のため、問題なし
□航空法に基づく許可・承認手続きが必要
□ (公共性が認められない・運用時間内) のため、同意できない
□公共性があり、運用時間外のため、同意する
ロムハは4 ぬり、足川町向/アンため、四心りの

株式会社南紀白浜エアポート

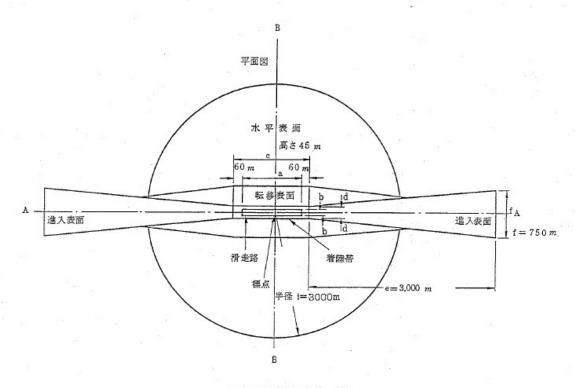
南紀白浜空港制限表面区域図



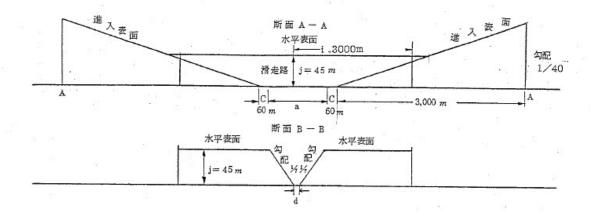
この地図は、国土地理院長の許可を得て、同院発行の数値地図 50000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 19 総複、第466号)



制限表面説明図



制限表面説明図 (2)



制限表面説明図 (3)

【国土地理院で空港の高さ制限エリアを調べる方法。】

- 1、"地理院地図"でホームページを検索
- 2、地理院地図で和歌山県の白浜町を表示して下さい。



出典:地理院地図

3、左上の「地図アイコン」をクリックしてください。



出典:地理院地図

4、左上の「写真アイコン」をクリックしてください。



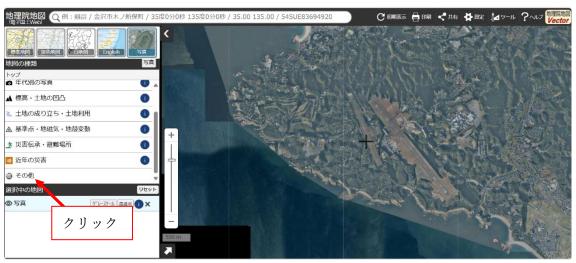
出典:地理院地図

5、下のとおり操作してください。



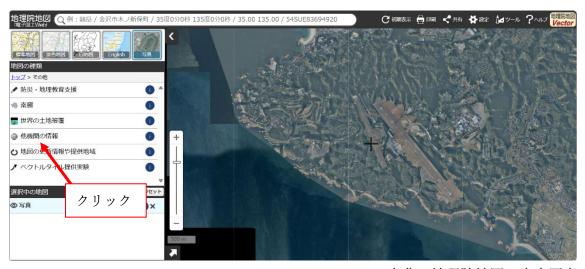
出典:地理院地図の空中写真

6、「その他」をクリックしてください。



出典:地理院地図の空中写真

7、「他機関の情報」をクリックしてください。



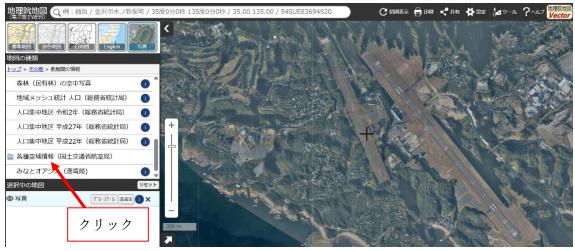
出典:地理院地図の空中写真

8、下のとおり操作してください。



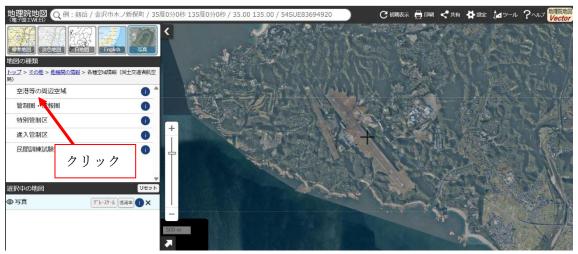
出典:地理院地図の空中写真

9、「各種空域情報」をクリックしてください。



出典:地理院地図の空中写真

10、「空港等の周辺空域」をクリックしてください。



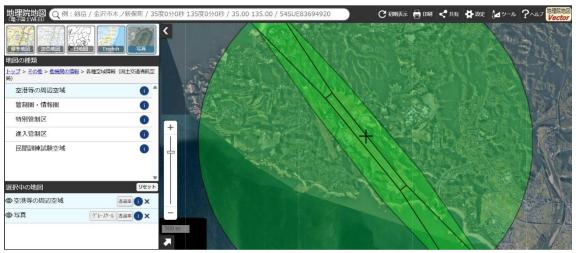
出典:地理院地図の空中写真

11、「OK」をクリックしてください。



出典:地理院地図の空中写真

12、南紀白浜空港の高さ制限のあるエリア(緑の部分)が表示されます。



出典:地理院地図の空中写真(南紀白浜空港制限表面表示)

緑の部分が南紀白浜空港にかかる高さ制限のあるエリアです。

※画面をドラッグしたり、マウスのホイールを回すと拡大、画面のスライドが 出来、近づけて表示できます。

緑の部分でドローンを飛行する場合は次の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

株式会社南紀白浜エアポート 施設・技術グループ

TEL : 0739-42-3247 FAX : 0739-43-0091

E- mail: shisetsu@nsap.co.jp

※E-mail での相談は、資料内にある"無人航空機の高さ制限について(照会)"の 記載をお願いします。